

福岡給油施設株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日 ～ 令和12年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内における男性社員の平均育児休業取得率を10%以上とする

<対策>

- 令和7年 7月～ 育児休業規定の改定を周知 及び 掲示 又は 備付け等による関連情報の社内共有
- 令和7年 7月～ 配偶者が出産する男性社員に対し、育児休業取得に関する説明を実施（随時）

目標2：労働者一人あたりの月間の法定時間外労働 及び 法定休日労働の合計時間数を、25 時間未満とする

<対策>

- 令和7年 4月～ 所定外労働時間削減のための業務効率化の促進 及び 日々の所定外労働時間管理の徹底
- 令和7年 4月～ 社内作業資格の早期取得促進による作業要員の拡充

目標3：女性社員の平均勤続年数を現在の2.4 年より 1 年以上伸ばす

<対策>

- 令和7年 4月～ 仕事と子育てが両立できるよう、育児休業規定 及び 介護休業規定の周知徹底を実施
- 令和7年 4月～ 年次有給休暇を取得促進する取り組みを実施